



において、その額に100円未満の端数金額が生じたときはその端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、流水又は土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、流水占用料にあつては別表第1金額の欄に定める額に、土地占用料にあつては別表第2金額の欄に定める額に、各年度における流水又は土地の占用の期間に相当する期間をそれぞれの表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては100円とし、その額が100円を超える場合において、その額に100円未満の端数金額が生じたときはその端数金額を切り捨てる。)の合計額とする。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての土地占用料の額は、前項の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額

とする。ただし、土地の占用の期間が翌年度にわたる場合においては、別表第2金額の欄に定める金額に、各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては100円とし、その額が100円を超える場合において、その額に100円未満の端数金額が生じたときはその端数金額を切

において、その額に100円未満の端数金額が生じたときはその端数金額を切り捨てる。)とする。

2 準用河川区域内の土地の占用許可期間が1月に満たない場合

の土地占用料の額は、前項の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

り捨てる。)に100分の110を乗じて  
得た額の合計額とする。

(流水占用料等の徴収方法)

第5条 流水占用料等は、納入通知書  
により一括して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占用等  
の期間が翌年度以降にわたるとき  
は、翌年度以降の流水占用料等は、  
毎年度、当該年度分を一括して徴収  
する。ただし、当該期間における流  
水占用料等の総額が1万円以下で  
ある場合は、政令第18条第2項第1  
号ただし書の規定により、当該期間  
の分の流水占用料等を一括して徴  
収することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長  
は、流水占用料等（前項に規定する  
翌年度以降の流水占用料等にあっ  
ては、毎年度に徴収するもの）を一  
括して納入させることが困難であ  
ると認めるときは、その年度内にお  
いて分割して徴収することができる。  
る。

4 前3項に定めるもののほか、流水  
占用料等の徴収方法は、規則で定め  
るところによる。

(流水占用料等の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれか  
に該当する場合においては、流水占  
用料等を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用又  
は公共の用に供するために占用  
等をする場合

(流水占用料等の徴収方法)

第5条 流水占用料等の徴収方法は、  
規則で定めるところによる。

(流水占用料等の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれか  
に該当する場合においては、流水占  
用料等を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用又  
は公共の用に供するために占用  
等をするとき。

(2) 街灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有する施設又は設備を設置するため占有等をする場合

(3) 既設の排水路等に取り付ける私設の排水管その他の排水施設で規則で定めるものを設置するため占有等をする場合

(4) 農業用水\_\_\_\_\_のために占有等をする場合

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空電線、架空引込線又は各戸引込地下埋設管を設置するため占有等をする場合

(6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のため使用する立札、看板その他の物件を設置するため占有等をする場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上その他流水占用料等の減免を認める理由がある場合

（延滞金）

第8条 法第74条第5項の規定により市が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る流水占用料等の額が3,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、同項の規定により、納期限の翌日からその流水占用料等の完納の日又は財産

(2) 農業用水又は水道用水のために占有等をするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他流水占用料等の減免を認める理由があるとき。

差押えの日の前日までの日数に応じ、納付すべき流水占用料等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、流水占用料等の額の一部につき納付があったときは、政令第39条の規定により、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる流水占用料等の額は、その納付のあった流水占用料等の額を控除した額とする。

2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金は、流水占用料等に先立つものとする。

第9条・第10条 略

別表第1（流水占用料表）

区分	単位	金額
鉱業・製造業用	1立方	4,561,700円
水車用 (鉱業・製造業に係るものを除く。)	メートル毎秒につき	1,524,600円
その他用		150,700円

備考 略

別表第2（土地占用料表）

第8条・第9条 略

別表第1（流水占用料表）

区分	金額
鉱業・製造業用	1立方 4,561,700円
水車用 (鉱業・製造業に係るものを除く。)	メートル毎秒につき 1,524,600円
その他用	150,700円

備考 略

別表第2（土地占用料表）

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
耕作	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	18円
略		
備考 略		

<u>区分</u>	<u>金額</u>	
耕作	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	18円
略		
備考 略		